（一体型滞在快適性等向上事業）

第十一条の三　法第四十六条第三項第二号イの国土交通省令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　前条第一号に掲げる施設等並びにこれらの上に設置される同条第二号、第三号及び第五号から第十三号までに掲げる施設等の整備又は管理に関する事業

三　前条第四号及び第十三号に掲げる施設等の整備又は管理に関する事業であって、当該施設等の壁（当該施設等と一体的に活用されることにより滞在の快適性等の向上に資する公共施設その他これに準ずる施設（以下この号において「滞在快適性等向上公共施設等」という。）に接している階にあり、かつ、滞在快適性等向上公共施設等に面する部分に限る。）の過半について、ガラスその他の透明な素材とすること、構造上開閉できるようにすること又は位置を後退させることにより、滞在快適性等向上区域内の歩行者に対する視覚的又は物理的な開放性を高めるもの

（都市利便増進施設）

第十二条の九　法第四十六条第二十五項の国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一～十三　（略）

十四　ぶらんこ、滑り台、砂場その他これらに類するもの

十五　便所その他これに類するもの

十六・十七　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○防衛省令第九号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の六の三第七項の規定に基づき、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

防衛大臣　小泉進次郎

自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令

自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和六年防衛省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（高額療養費） **第十六条**　［略］ 2～12　［略］ 13　実施機関の長は、自己の管轄区分に属する自衛官等が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の医療機関から受けた療養に係る令第十七条の六第一項第一号イからニまでのいずれかに掲げるもの又は自己の管轄区分に属する自衛官等が同項第二号に規定する療養について、共済組合の本部（国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第四条に規定する本部をいう。）の所属所（同条に規定する所属所をいう。以下この項において同じ。）のうち同規則第六条第一項第一号に規定する取引を行う所属所の長に対して別紙様式第七の高額療養費に関する通知書により通知するものとする。 14　［略］	（高額療養費） **第十六条**　［同上］ 2～12　［同上］ 13　実施機関の長は、自己の管轄区分に属する自衛官等が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の医療機関から受けた療養に係る令第十七条の六第一項第一号イからニまでのいずれかに掲げるもの又は自己の管轄区分に属する自衛官等が同項第二号に規定する療養について当該自衛官等の所属する共済組合支部の長（国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第四条に規定する支部の長をいう。）に対して別紙様式第七の高額療養費に関する通知書により通知するものとする。 14　［同上］